

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	海南市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル
介護保険料賦課ファイル
介護受給者台帳ファイル
介護個人番号異動連絡票ファイル
介護特別徴収対象者情報ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表100項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号） 第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第二条 131、132の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第二条 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 高齢介護課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8761
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	必ず複数人での最終確認を経るようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[☒] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

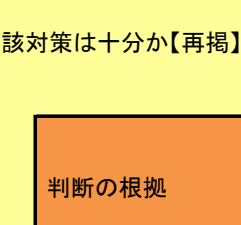
- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

- [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
- ＜選択肢＞
- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
 - 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
 - 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
 - 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
 - 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
 - 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
 - 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
 - 9) 従業者に対する教育・啓発



当該対策は十分か【再掲】

判断の根拠

[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
ユーザ認証の管理を行っている。	

[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
ユーザ認証の管理を行っている。	

- | | |
|------------------------|--|
| <p>[十分である]</p> | <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>ユーザ認証の管理を行っている。</p> | |

判断の根拠

ユーザ認証の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月6日	I－7－請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I－8－連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成30年4月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第93、94、95の項	1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109 2 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 93、94の項	事後	番号法改正による情報提供等の対象となる事務の追加、削除及び項番の変更
平成31年4月1日	I－5－②所属長の役職名	瀬野 耕平	高齢介護課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II－1－いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II－2－いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	－	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年2月1日	II－1－いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年2月1日	II－2－いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年8月30日	I－4－②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109 2 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠 93、94の項	1 番号法第19条第8号別表第二における情報提供の根拠 1、2、3、4、5、6、8、11、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109 2 番号法第19条第8号別表第二における情報照会の根拠 93、94の項	事前	番号法改正に伴う記載内容の変更のため
令和3年8月30日	II－1－いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しに伴う変更のため
令和3年8月30日	II－2－いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しに伴う変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-1-②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ・被保険者の資格管理、保険給付に関する申請書の確認 ・保険料の賦課及び収納の管理	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	1.介護保険システム 2.特別徴収管理システム 3.統合宛名システム 4.中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能 申請管理システム	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-2特定個人情報ファイル名	1.介護資格ファイル 2.介護保険料賦課ファイル 3.介護受給者台帳ファイル 4.介護給付実績ファイル 5.介護特別徴収対象者情報ファイル 6.宛名情報ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護個人番号異動連絡票ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-3-法令上の根拠	番号法別表第一の第68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表100項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第50条	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更

[illegible]